

●●● 核査察 –原子力の平和利用を守る– ●●●

2. 核不拡散の重要性

● アメリカの核独占時代から多極化へ ●

わが国は、第二次世界大戦で広島、長崎に原子爆弾を投下された経験を持っている。この歴史的背景から、わが国では核兵器の廃絶が国民的な願いとなっている。国民は、原子力の軍事利用による惨禍を二度と繰り返さないことを祈っている。

一方、わが国は、国民生活の維持・向上や経済の発展に必要なエネルギーの資源に乏しく、エネルギー供給の安定確保の面から原子力発電が必要不可欠となっている。ウラン・プルトニウムという核物質は一方では核兵器の原料となり他方では平和利用に供されている。このように原子力はいわば光と陰の二面性をもっていると言える。

わが国は、核兵器のない世界が来ることを願って、核兵器を保有する国(以下「核兵器国」)には核軍縮を要請し、また、これ以上核兵器国が増加しないための国際的な核不拡散政策を促進し、同時に核不拡散の精神を基本に据え、原子力の平和利用を推進する政策をとってきた。

原子力の実用化が兵器としてはじまったのは衆知の事実である。1938年、ドイツで初めて核分裂現象が発見されたが、その際に発生するエネルギーは、発電などのエネルギー源とともに、兵器への利用可能性が考えられた。だが、間もなく始まった第二次世界大戦において、軍事目的の開発が加速され、1945年にアメリカが核実験に成功し、世界で最初の核兵器国になった。そして不幸にも広島、長崎に原爆が投下され、核兵器のもつ威力が世界に知れ渡ることとなった。

しかし、アメリカ一國が核兵器を所有しているという時代は極めて短く終わり、旧ソ連が1946年の天然ウラン・黒鉛減速炉での核分裂連鎖反応に成功し、1949年8月の原爆実験の成功によって二番目の核兵器国となった。さらに続いてイギリスが1952年10月に原爆実験を成功させた。イギリスは、第二次世界大戦時からアメリカの同盟国だったが、このときまでアメリカは原子力に関しては排他的な独占政策をとっており、同盟国に対しては核兵器製造技術の提供はしなかった。そのため、イギリスは独自に開発し、成功したのである。

アメリカは、これまでの核兵器を独占する政策が不可能であるのみで、方針の転換を図った。それが1953年の「Atoms for Peace」演説である。

アメリカのアイゼンハワー大統領は、原子力の平和利用を国際原子力機関が中心となって原子力の平和利用を担保しながら、新たな核兵器国の出現を防止しようとの意図をもって、1953年12月第8回国連総会で有名な「Atoms for Peace」演説を行った。この主な内容は、以下の通りである。

- (ア) 国際原子力機関を設立する。
- (イ) この機関は、各国政府から供出された核物質の保管・貯蔵・防護を行う。
- (ウ) この機関は、原子力の平和利用の促進を行う。

この「Atoms for Peace」の概念はすべてが実現したわけではないが、その後の議論により、国際機関を設立して、平和利用目的の原子力技術の恩恵を世界に拡大させ、恩恵を受ける国は平和利用に限って核物質を使用することを検証するための機関による保障措置を受諾するという概念が確立された。それが1957年の国際原子力機関(IAEA)の設立につながっていったのである。この概念は、IAEAの役割を規定したIAEA憲章の第3条に反映されている。



「Atoms for Peace」の演説を行うアイゼンハワー大統領(1953)



オーストリアにある国際原子力機関(IAEA)本部



● 冷戦時代と核兵器の拡散 ●

しかし、1960年2月にはフランスが核実験を成功させ、さらに1964年10月には中国もこれに続き、次々に核兵器の拡散が起こり、核兵器国が5カ国となった。

その後、核実験禁止の国際世論が高まり、1963年10月、アメリカ、旧ソ連及びイギリスの間で部分的核実験禁止条約(PTBT)が発効した。さらに、東西冷戦時代の二大強国であったアメリカと旧ソ連は、核兵器国がこれ以上増加することによるお互いのグループ内の秩序、さらには世界全体の安全保障の悪化をおそれ、核兵器の核不拡散に関する国際条約に関する草案を公表し、国際的な検討がはじまった。

核兵器国と非核兵器国が対立し、国際的検証には時間がかかったが、1968年7月には「核不拡散条約」(NPT)がまとめられ、署名のために開放され1970年に発効した。この条約は、成立直後は加盟する国も多くなかったが、その後徐々にその普遍化に成功し、現在では188カ国が加盟する、軍縮関係条約の中で最も広範に支持されている条約となっている。

東西冷戦が終了する1989年までの約20年間は、このNPTを中心にIAEAの保障措置(核査察)制度、輸出規制システム、非核兵器地帯条約、さらには国際テロ対策としての核物質防護システム等が組み合わさって、それ以上の核兵器国の増加は抑制されてきた。

しかしながら、冷戦終了後現在に至る核拡散の危機を予見する徴候はすでに現われていたのである。NPTの不平等性を表面上の理由として、インドは終始NPTに加盟しようとはしなかった。その間1974年に、インドは平和利用と称して核爆発実験を行っている。パキスタン、イスラエルも現在に至るまでNPTに加盟していない。また、南アフリカはNPTに加盟する以前に秘密裡に濃縮ウラン型の核兵器を製造し所有していた。南アは、後に所有する全ての核兵器を廃棄し、非核兵器国としてNPTに加盟している。

このように表面的には穏やかに進行しているようにみえた国際核不拡散システムは、冷戦が終了すると激動期に入った。

1990年、イラクのクウェート侵攻に端を発した湾岸戦争が、多国籍軍の勝利に終わり、その敗戦処理の一環として実施された大量破壊兵器に対する査察により、イラクが秘密裡に核兵器開発計画を実施していたことが明らかになった(1991年)。

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は、当初1985年にNPTに加入したにもかかわらず、保障措置協定(第3節を参照)は締結していなかった。やがて、1992年に保障措置協定を発効させたが、その後の北朝鮮からの協定に準拠した「冒頭報告」に基づく特定査察が実施された際に、その報告との矛盾が発見された。そして、その矛盾の解決に北朝鮮が協力していないことから北朝鮮が核兵器開発を行っているのではないかと疑念が生じた。

1970年に発効したNPTは発効後25年経過したのち延長会議を開催し、その後の有効期間を検討することとなっている。1995年に開催された会議では無期限延長が合意された。また、イラク、北朝鮮の経験を基にして、IAEAの保障措置システムも強化されたし、輸出規制、核物質防護システムの強化も図られた。

● 新たな核拡散の脅威 ●

このように国際的なシステムは強化されつつあったが、1998年にはインド、パキスタンが相次いで核実験を強行し、これに成功したのである。インド、パキスタン両国は、自国の安全保障という観点から核オプションを放棄しておらず、そのためNPTにも未加盟である。また、核兵器の実験的な爆発を全面的に禁止する全面核実験禁止条約(CTBT、1996年成立)にも署名を行っていなかった。その意味では、核実験の実施は、両国による国際約束の違反などには当たらないが、世界の核不拡散体制には大きな影響を与えたことは否めない。1991年のイラクの秘密裡の核兵器開発計画は、計画段階で発見されたのだが、今回の核実験の実施により、これまで恐れてきた核拡散を現実の危機として世界が認識することになったのである。

つい最近、イラク、北朝鮮に関連してふたたび憂慮すべき事態が起こった。湾岸戦争後イラクの核兵器製造計画に対する国際的制裁措置として、国連大量破壊兵器廃棄特別委員会(UNSCOM)とIAEAは、イラク領内での査察と、製造計画の阻止・破壊を実施した。

この査察活動はその後も続けていたが、1998年にイラクが査察の受け入れを拒否し、それ以後は国際社会への情報が途切れている。2002年になって、アメリカを中心とする国際社会は、イラクが核兵器を含む大量破壊兵器(WMD)を所持、または製造計画の再開を行っているとの疑惑をもち、国連安全保障理事会決議1441号に基づいて国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)とIAEAは、査察活動を実施している。

北朝鮮については、黒鉛減速型原子炉と、その使用済燃料再処理施設によって核兵器に用いるプルトニウムの製造が可能であるとの疑惑が生じた。それらを凍結し、IAEAの査察員がその凍結状態をチェックすることに合意する代わりに、アメリカ、日本と韓国が中心となって朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の枠組みがつくられた。これは100万kWの軽水型原子力発電所2基を北朝鮮に建設し、また北朝鮮が必要としているエネルギー源として重油を供給するという合意である。軽水型原子力発電所は、プルトニウムがつくられたとしても、黒鉛減速型原子炉と違い、核兵器に適さないプルトニウムになるからである。しかし2003年に至って、北朝鮮はIAEAの査察員の退去を要請し、凍結していた黒鉛減速型原子炉等の施設の再稼働を始め、また、NPTからの脱退を通告した。

いま、国連安全保障理事会を中心に、これらの危機への対処がなされている。

